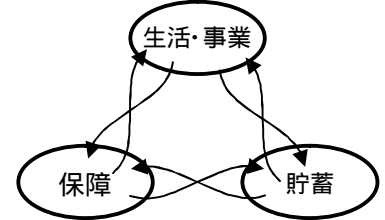
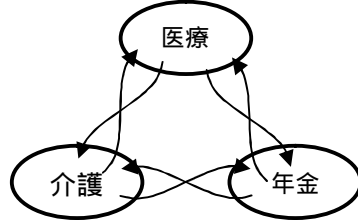


お金の使い方は個人や個々の事業所の自由ですが、下図のバランスってお考えですか？
 考えて難しいのは保障ですが、これは母集団が大きく、つまり加入者が多くなければ成り立ちません。加入促進のためには魅力のある商品（保障）を開発し、効果的な広報・宣伝をする必要があります。そのため、各保険会社は英知を絞っています。
 さて、国の主な保障を見ると下図のようになります。
 当然に加入すべきもの（年齢によるもの）もありますが、そのゆえに母集団の減少が少子高齢社会を理由にハッキリと見えています。
 有事の際に最低限の不安は取り払える保障となるように、関連機関と有識者には継続的に英知を絞ってほしいものです。そして、お持ちの権利を有事の際に有効に利用できるように、社会保険労務士がお役に立てれば幸いです。



◆ (国民)健康保険の保険給付

健康保険（健保）や国民健康保険（国保）とは治療費が 1～3 割負担で済むだけのものではありません。治療費が高額になった場合（高額療養費）や、療養のために休職しなければならなくなった場合（傷病手当金） 出産や葬儀などへの給付もあります。なお、請求・申請の権利は事由発生日の翌日から 2 年が経過すると時効により消滅します。

給付	健康保険		市町村国保	職業組合別国保	
	被保険者	被扶養者	被保険者	被保険者	被扶養者
療養の給付	保険者から保険医療機関への支払い（治療費 - 一部負担金（1～3割））				
入院時食事療養費	実際の食事費から標準負担額を差引いた額				
特定療養費	高度先進医療、特別な病室や食事の提供を受けた場合の療養の給付の別名				
療養費	保険医療機関以外で治療を受け、全額自己負担した場合に一部負担金相当額を差引いた額				
訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から訪問看護を受けた場合に受ける（詳細は略）				
高額療養費	入院時食事療養費以外の費用の自己負担額が基準額を超えた場合に受ける（詳細は略）				
移送費	最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額				
傷病手当金	アリ	なし	高梁市にはナシ	組合によりアリ	なし
埋葬料（葬祭費）	アリ				
埋葬費	アリ	なし	高梁市にはナシ	組合によりアリ	なし
出産育児一時金	アリ				
出産手当金	アリ	なし	高梁市にはナシ	組合によりアリ	なし

なお、次回の内容は障害基礎年金・障害厚生年金の支給要件です。

今すぐ使えるフリーソフト



WinShot Version 1.5.1

<http://www.woodybells.com/softs/ws151.exe>

表示内容を画像として保存（キャプチャ）できます。現金振込みやショッピングやオークションでの注文、アンケートの内容保存に便利です。保存形式もビットマップと JPEG を選択できます。マウスキャプチャや時間差キャプチャ等の細かい芸が受けています。

社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得
 社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183
 TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184
 e-Mail nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp

ご存知ですか？ こんな法律

障害基礎年金の年金額（第 33 条）

障害基礎年金の額は、780,900 円に改定率を乗じて得た額とする。（この場合の障害等級は 2 級）

障害の程度が障害等級の 1 級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の 100 分の 125 に相当する額とする

障害基礎年金の年金額の子の加算（第 33 条の 2）

障害基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子 1 人につきそれぞれ 74,900 円（そのうち 2 人までについては、それぞれ 224,700 円）に改定率を乗じて得た額を加算した額とする。

老齢年金や遺族年金もそうですが、年金を受け取って助かるのは、年金受給者とその家族です。

変わらなくてはいけないのは私自身もでしょうね。(^^; 創業塾なるものに参加したときに多数の課題を見つけたのですが、下記の宣言を自身の事業と業務に当てはめてみると、別の課題が見えてきます。さて、その解決方法は???

原文には文字の装飾はありません。

「社会保険庁は変わります」宣言

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kawarimasu.htm>

社会保険庁の事業運営のあり方等については、先の通常国会における年金改正法案の審議やマスコミの報道等において、

- 利用者の立場や目線に立ったものとなっていないのではないか
- 個人情報保護の重要性について十分に認識していないのではないか
- 国民の皆さんからお支払いいただいた保険料や税金を保険給付以外に安易に使っているのではないか

などの様々な御指摘をいただきました。また、9月には、社会保険庁の幹部職員が収賄容疑で逮捕されるという不祥事があり、国民の皆様を著しく損ねる結果となったことは誠に遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。

公的年金制度等の社会保険制度は、国民の皆様から信頼をいただいてこそ成り立つものであり、損なわれた信頼を回復するために、こうした御指摘等の一つひとつをしっかりと受けとめ速やかに変えるべく、社会保険庁の抜本的な改革に着手しました。

具体的な取組としては、まず9月に、国民サービスの向上、予算執行の透明性の確保、個人情報保護の徹底、保険料徴収の徹底、組織の改革の5つの柱にわたる業務改革メニューとして「緊急対応プログラム」を策定しました。今後、「緊急対応プログラム」に掲げた80の事項について、民間の発想や感覚を思い切って導入しながら、実施可能なものから逐次速やかに着手してまいります。

こうした中で、11月6日から12日までの年金週間には、社会保険事務所における年金相談について、初めて土日にも実施するとともに、平日における相談時間も午後7時まで延長しました。また、大変厳しい状況にある国民年金の徴収について、納付率を平成19年度までに80%にするという目標の実現に向けて、新たに、社会保険事務所ごとに具体的な行動計画を策定するとともに、毎月の納付率の状況を公表するという取組にも着手しました。

この機会に改めて「社会保険庁は変わります」宣言として、今後、社会保険庁が具体的にどのように変わっていくかを国民の皆様明らかにし、職員一人ひとりの手によって、これらの取組を確実に成し遂げていくことをお約束いたします。

1. 国民サービスの向上（詳細説明 略）

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| (1) 「サービス推進課」(仮称)の新設 | (2) 年金相談時間の拡大 |
| (3) 年金相談体制の拡充 | (4) 年金個人情報の提供の推進 |
| (5) 年金裁定請求書の事前送付(ターンアラウンド方式)の実施 | (6) 各種通知書等の見直し |
| (7) 社会保険事務所等における電話・窓口対応の改善 | |

2. 予算執行の透明性の確保（詳細説明 略）

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 調達コスト削減目標の設定 | (2) 社会保険オンラインシステムの最適化計画の策定 |
| (3) 年金福祉施設等の売却 | (4) 社会保険事務局等の賃料の見直し |

3. 個人情報保護の徹底（詳細説明 略）

4. 保険料徴収の徹底（詳細説明 略）

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 要因別収納対策の推進 | (2) 社会保険事務所ごとの年度別行動計画の策定・推進 |
|----------------|-----------------------------|

5. 組織の改革（詳細説明 略）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 人員配置の地域間格差の是正等 | (2) 外部委託の拡充 |
| (3) お客様志向の意識の徹底 | (4) 各事務局・事務所間の競争の促進 |

以上のような様々な取組を民間の発想や感覚を大胆に導入して進めるために、経済界の御協力もいただき、民間から2名の最高顧問をお迎えするとともに、庁内に設置した改革推進本部に、サービス向上改革・システム改革・保険料徴収改革の3つの課題を担当する3名のプロジェクトリーダーや、予算執行の透明性の確保を担当するアドバイザースタッフ、個人情報保護を担当する顧問弁護士を配置しました。さらに、12月上旬までには、民間や地方などから総勢20名の改革意欲に富むスタッフを集め、改革プロジェクトの実施体制の整備を完了させます。今後、このような新たな体制の下で、改革のためのさらなる取組を進めます。

また、9月には、社会保険庁に「社会保険事業運営評議会」を設置し、保険料拠出者や学識経験者の方々に御参集いただき、当面は月に1回、社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性を外部の目からチェックしていただいています。運営評議会での御指摘もいただきながら、業務運営の改善に日々努めてまいります。

さらに、10月から、「長官への手紙、長官へのメール」を開始し、「国民の声」報告体制を整備したところ、多くの皆様から業務の改善やサービスの向上などについての貴重な御提言をいただいています。今後、こうした御提言も積極的に活用させていただきますながら改革を進めてまいります。

また、社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を進めていただく場として、8月に内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置されました。有識者会議においては、社会保険庁の組織の在り方についても御議論いただいております。来年の夏を目途に最終的なとりまとめを行っていただきます。

今、社会保険庁改革は動き出しました。国民の皆様からいただきました様々な御批判が一日も早く過去のものになり、国民の皆様から信頼される社会保険庁に生まれ変わるために、全職員が心一つにして改革の取組に邁進してまいります。